

「いちほまれ」ロゴマーク等使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県に帰属する「いちほまれ」のロゴマーク、ロゴタイプおよび米袋用デザイン（以下「ロゴマーク等」という。）の商標権および著作権に基づく適正な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可および管理を行う機関)

第2条 福井県は、ロゴマーク等の使用許可および管理業務を、ふくいブランド米推進協議会（以下「協議会」という。）に委託する。

(デザインの使用範囲)

第3条 ロゴマーク等は、次に掲げる場合に使用できるものとする。

- (1) 米穀販売業者等が「いちほまれ」の販売のため米袋等に使用するとき。
- (2) 「いちほまれ」の認知度向上等のため米袋以外に使用するとき。

(表示)

第4条 前条の規定によるロゴマーク等の表示は、別記「いちほまれロゴマーク等ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）のとおりとする。

(使用の申請)

第5条 第3条（1）の目的でロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ、ふくいブランド米推進協議会長（以下、「協議会長」という。）に対して「いちほまれ」ロゴマーク等使用申請書（米袋用）（別記様式1-1）を提出しなければならない。

2 第3条（2）の目的でロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ協議会長に対して「いちほまれ」ロゴマーク等使用申請書（米袋以外）（別記様式1-2）を提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の手続きを省略することができる。

- (1) 報道機関がロゴマーク等を報道の目的で使用するとき。
- (2) その他、協議会が必要と認めたとき。

(使用の許可)

第6条 協議会長は、ロゴマーク等使用申請書の提出があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は「いちほまれ」ロゴマーク等使用許可書（別記様式2）（以下「許可書」という。）により使用を許可する旨を、いずれかに該当する場合は「いちほまれ」ロゴマーク等の使用不許可書（別記様式3）により使用を許可しない旨を通知するものとする。

- (1) ロゴマーク等の使用によって商品の品質の誤認または他社の商品との混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (2) ガイドラインに合致していないと認められるとき。
 - (3) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用しておそれがあると認められるとき。
 - (4) ロゴマーク等の使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じるおそれがあるとき。
 - (5) 販売しようとする米が別に定める品質基準を達成していないと認められるとき。
 - (6) その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められるとき。
- 2 協議会長は、前項の規定によりロゴマーク等の使用の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 第6条の使用許可の通知を受けた者（以下「ロゴマーク等使用者」という。）は、ロゴマーク等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 関係法令を遵守すること。
- (3) ロゴマーク等の使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じること。
- (4) 第三者が商標権を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに協議会に連絡すること。
- (5) ロゴマーク等を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 協議会がロゴマーク等の使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答しなければならない。また、協議会に提出を求められた商品およびその他資料を提出しなければならない。
- (7) ロゴマーク等の使用に当たり、故意または過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償すること。

（使用許可の変更）

第8条 ロゴマーク等使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、「いちほまれ」ロゴマーク等使用許可変更申請書（別記様式4）に許可書および変更後の図案等を添えて協議会長に提出し、改めて変更後の許可書の交付を受けなければならない。

（使用の中止）

第9条 ロゴマーク等使用者は、ロゴマーク等を使用する必要がなくなったときは、「いちほまれ」ロゴマーク等使用中止届（別記様式5）を協議会長に届け出なければならない。

（使用許可の取消し）

第10条 協議会長は、ロゴマーク等使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) ロゴマーク等使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) ロゴマーク等使用者が第6条第1項に定める使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他「いちほまれ」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項の規定により使用の許可が取り消しになった者は、使用許可の取消し後すみやかに、商品等を廃棄しなければならない。

3 協議会は、ロゴマーク等使用者が第1項の規定により使用許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第12条 ロゴマーク等使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、または再許諾することができない。

(適正使用の確保)

第13条 協議会長は、ロゴマーク等の使用状況について、ロゴマーク等使用者に対し、必要に応じて報告を求め、または検査を行うことができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

「いちほまれ」の品質基準

○農産物検査等級 1等

○玄米タンパク質含有率 6.4%以下（水分15%換算）

ふくいブランド米推進協議会長 様

住 所 :

氏 名 :

担当者名 :

電話番号 :

E-mail :

「いちほまれ」ロゴマーク等使用申請書 (米袋用)

「いちほまれ」ロゴマーク等使用管理要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、使用にあたっては、「いちほまれ」ロゴマーク等使用管理要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

1 申請者 (法人、団体) の概要

2 使用目的 (精米の販売、米袋の販売など)

3 使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 使用する形態・使用数量 ※内容量ごとに枚数を記載

① 指示書で示した米袋デザインを使用

種類	2 k g	5 k g		
一般米	枚	枚	枚	枚
特別栽培米 Ver. 1 (縁: 半透明)	枚	枚	枚	枚
特別栽培米 Ver. 2 (縁: 金色)	枚	枚	枚	枚

裏面 ※使用する Ver を■にする 裏面 Ver. 1 or 裏面 Ver. 2

② 指示書で示した米袋デザインを使用しない (米袋裏面含む) ※制作物の図案を添付

③ 市販の米袋を使用 購入先 :

5 米の仕入先 (予定含む)

会社名	住所

ふくいブランド米推進協議会長 様

住 所 :

氏 名 :

担当者名 :

電話番号 :

E-mail :

「いちほまれ」ロゴマーク等使用申請書 (米袋以外)

「いちほまれ」ロゴマーク等使用管理要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、使用にあたっては、「いちほまれ」ロゴマーク等使用管理要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 申請者 (法人、団体) の概要
- 2 使用目的 (商品・イベント名など)
- 3 使用する形態 ※ロゴマーク等が表示された制作物の図案を添付
- 4 使用数量 (制作物の数・印刷部数など)
- 5 使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 6 その他特記事項
※「いちほまれ」を使用した商品に使用する場合、「いちほまれ」の仕入先を記載

(別記様式2) (第6条関係)

ブ米協第 号
令和 年 月 日

(申請者) 様

ふくいブランド米推進協議会長
会 長

「いちほまれ」ロゴマーク等使用許可書

令和 年 月 日付けで申請のあったことについて、下記のとおり許可します。
なお、使用にあたっては、「いちほまれ」ロゴマーク等使用管理要綱の規定を遵守して下さい。

記

1 申請者
(住所及び氏名)

2 使用許可番号

3 使用目的

4 使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5 使用する形態

6 その他特記事項

(別記様式3) (第6条関係)

ブ米協第 号
令和 年 月 日

(申請者) 様

ふくいブランド米推進協議会長
会 長

「いちほまれ」ロゴマーク等使用不許可書

令和 年 月 日付けで申請のあった「いちほまれ」ロゴマーク等使用使用申請について、下記の理由により不許可としたので通知します。

記

不許可の理由

(別記様式4) (第8条関係)

令和 年 月 日

ふくいブランド米推進協議会長 様

住 所 :

氏 名 :

担当者名 :

電話番号 :

E-mail :

「いちほまれ」ロゴマーク等使用許可変更申請書

令和 年 月 日付けで使用許可を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、「いちほまれ」ロゴマーク等使用管理要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 使用許可番号

2 使用許可商品等

3 変更する事項

※ロゴマーク等が表示された制作物を変更する場合は、変更後の図案を添付

4 変更の理由

5 備考

令和 年 月 日

ふくいブランド米推進協議会長 様

住 所 :
氏 名 :

担当者名 :
電話番号 :
E-mail :

「いちほまれ」ロゴマーク等使用中止届

令和 年 月 日付けで許可を受けたロゴマーク等の使用を中止するので、「いちほまれ」ロゴマーク等使用管理要綱第9条の規定により、届け出します。

記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可商品等
- 3 使用中止の理由
- 4 備考